

第 3 章 各 種 資 料

1. 委員長談話

(公 示 日)

本日、第48回衆議院議員総選挙が公示され、来る10月22日に投票が行われます。

選挙は議会制民主主義の根幹をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する重要な機会です。

今回の選挙は、昨年、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから、はじめての衆議院議員総選挙になります。一部の小選挙区においては、区割りの変更が行われました。

有権者の皆さんにおかれては、本日から12日間の選挙運動期間を通じて、候補者の政見や政策について十分に検討され、国政を託すべき代表者を選ぶために、積極的に投票されるようお願いいたします。

また、候補者、政党におかれては、その政見や政策を十分有権者にわかりやすく訴えられるとともに、選挙のルールを厳守して、明るく、きれいな選挙を実現し、有権者の信頼と期待に応えられますよう切に希望します。

さらに、同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、最高裁判所裁判官の任命に関して国民の意思を直接反映させる重要な意義をもつものです。今回の国民審査から、期日前投票の開始時期が、原則として、衆議院議員総選挙の期日前投票の開始時期と同じになります。自らの意志・判断により、厳正な審査をお願いいたします。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(投 票 日)

本日は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

すでに期日前投票制度により投票された方々も多くいらっしゃると思いますが、有権者の多くの皆さんは、選挙期間中の各候補者や政党の訴えを受け、その内容とご自身の思いを十分に検討されたことと存じます。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、私たち国民が政治に参加し、その意思を表示する最も重要かつ基本的な機会です。さらに、選挙は、私たちの暮らしや国の政治の行方を決める上でも、極めて重要な意義を持つものです。

有権者の皆さんにおかれては、この選挙の意義を十分認識されて、候補者や政党の政見・政策をよく見極め、棄権することなく、投票されますよう切望します。

特に、他の世代に比べ投票率が低い若い世代の皆さんには、主権者の一人であるという自覚をもって、積極的に投票されることを期待します。

また、同時に実施されます最高裁判所裁判官国民審査についても、その制度の趣旨を十分に理解され、併せて投票されるようお願いいたします。

平成29年10月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

2. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明

来る10月22日に第48回衆議院議員総選挙が執行される予定です。

選挙は、国民が主権者として直接政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の基盤をなすものです。そして、民主政治が健全に発展するためには、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、近年の投票率の低迷、とりわけ若年層の投票率が低い水準にあることは憂慮すべきものであり、また、依然として繰り返される選挙違反行為は、誠に遺憾なものです。

今回の選挙は、選挙権年齢が満18歳以上へと引き下げられてから、初めての衆議院議員総選挙であり、我が国の将来を担う若者の更なる政治参加を促し、若い世代の声が政治に反映されることが期待されます。

また、今回の総選挙は、少子高齢化が進む今後の我が国の進路や私たちの暮らしのあり方を決める上で極めて重要な意義を持つものであり、国民一人一人に有権者としての高い政治意識に基づく良識ある投票行動が期待されるとともに、選挙違反のないきれいな選挙が行われることが求められています。

そこで、「選挙をきれいにする国民運動福岡県本部」は、今回の衆議院議員総選挙において、有権者並びに政党その他の政治団体及び候補者に対し、次のことを強く要望します。

- 1 有権者は、国政における衆議院の果たす役割を十分認識し、政党その他の政治団体及び候補者の政見や政策を見極め、情実や私的な利害等にとらわれることなく、主権者として自覚ある投票をすること。
- 2 政党その他の政治団体及び候補者は、政見や政策を十分有権者に訴え、選挙のルールを遵守した正しい選挙運動を展開すること。
- 3 有権者並びに政党その他の政治団体及び候補者は、選挙の公正を害する行為を厳に慎み、買収、供応、寄附の強要等の悪質な選挙犯罪をはじめ、一切の選挙違反を排除し、明るくきれいな選挙の実現に努めること。

平成29年10月10日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

本部長 藤井克巳
(福岡県選挙管理委員会委員長)

本部員 山田賀規
(福岡地方検察庁検事正)

本部員 高木勇人
(福岡県警察本部長)

本部員 傍示文昭
(西日本新聞社編集局長)

本部員 伊藤重行
(福岡県明るい選挙推進協議会会長)

本部員 石原廣士
(福岡県都市選挙管理委員会連合会会長)

3. 事務日程表

この日程表は、第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査の事務執行の手續の中で、主要な事務を一覧表にしたものです。

4. 第 48 回衆議院議員総選挙及び第 24 回最高裁判所裁判官国民審査 臨時啓発事業の実施について（通知）

このことについて、当委員会では、きれいな選挙の推進、投票参加の呼びかけ並びに選挙制度及び国民審査制度の周知を重点に、別紙計画書に基づき、各種の啓発事業を実施することとしております。

つきましては、貴委員会におかれましても、下記の事項に留意の上、地域の実情に即した有効かつ適切な啓発事業計画を作成し、その推進に鋭意努力されるようお願いいたします。

記

第 1 重点事項

1 きれいな選挙の推進

他人等の意見に惑わされず、候補者等の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけること。

選挙の正しいルールを周知徹底させ、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるようにすること。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に不可欠であることを周知徹底すること。

また、近年、各種選挙において投票率が依然として低い水準にあることから、特に若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施すること。

第 2 実施事業

1 福岡県が行う事業

別紙 1 「第 48 回衆議院議員総選挙及び第 24 回最高裁判所裁判官国民審査臨時啓発事業計画」のとおり。

2 市区町村が行う事業

各市区町村においては、効果的な事業計画を作成し、特に次の事業を重点的に実施することにより、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるとともに、選挙期日及び審査期日並びに選挙制度及び国民審査制度の周知を行うこと。

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 街頭宣伝活動等による広報
- (3) チラシ等の啓発資材の配布
- (4) ポスター等の掲示及び広告塔、横断幕等の掲出
- (5) 広報誌紙・広報番組・庁内放送等による広報
- (6) バス等の交通機関への広告の掲出
- (7) 選挙関連情報のホームページへの掲載

(8) 有線放送・ケーブルテレビによる呼びかけ等、地域の実情に即した事業による広報

第3 啓発標語（県）

今回の選挙において当委員会が使用する啓発標語は、次のとおりである。

なお、啓発効果をより高めるため、各市区町村における啓発事業の実施に当たっては、できる限り当委員会の標語と同一のものを使用することが望ましいこと。

<標語>

「 **大切な あなたの一票 届けよう** 」

第4 啓発用物資

1 当委員会及び総務省が作成する啓発用物資については、次のとおり各市区町村への送付を予定しているものであること。

啓発用物資名	送付予定日	備考（配布数等）
広報車用テープ又はCD-R	10月7日 (物資宅配)	「期日前用」と「投票日当日用」2種 要望数を配布
啓発ポスター(県) (B1縦. B2縦. B3横)	10月6日 (業者直送)	B1:5~20部 B2:5~50部 B3:10部~350部 程度 要望数を配布
懸垂幕	10月11日頃 (業者直送)	各市区町村庁舎及び支所 各1本ずつ (希望がなかった支所等を除く)
啓発ポスター(国) 啓発リーフレット (国)	10月15日	※県選管経由 (ポスター) 市区 B1:10枚 A2:200枚 町村 A2:100枚 (リーフレット) 市区:200枚、町村: 100枚(一部市区を除く。)
啓発チラシ (B4)	10月15日 (公報配布)	500部梱包 要望数を配布

2 啓発用物資の利用について

- (1) 啓発用物資は、基本的に公示日以降に使用するものであること。
- (2) 広報車用テープ並びにCD-Rについては、広報車を効果的に巡回させることにより、広く選挙期日及び審査期日の周知が図られるよう努めること。
- (3) ポスターについては、各市区町村の庁舎、公共施設、繁華街等の選挙人の目につきやすい場所に掲出する等、適宜行うこと。
- (4) 懸垂幕については、各市区町村の本庁舎、支所等に掲出すること。

(5) チラシについては、各世帯や公共施設等への配布のほか、街頭啓発等の啓発イベントでの配布等に活用すること。

(参考)

県から大学等へのポスターの送付先（予定）

大学（国立、公立、私立）、短大、国立高専、高校（県立、市町村組合立、私立）、特別支援学校（県立、市町村立）、中等教育学校

5. 臨時啓発事業の概要

	事業の種類	事業の概要	実施期間
1	懸垂幕の掲出による啓発	選挙期日等を記載した懸垂幕を県及び市区町村庁舎に掲出。	平成29年10月10日 ～10月22日
2	啓発チラシの作製・配布	啓発チラシを作製し、各世帯等に配布。	平成29年10月15日 選挙公報と併せて 各市区町村へ配付
3	ポスター掲示による啓発	選挙期日・啓発標語等を記載したポスターを鉄道の主要駅及び県・市区町村の庁舎内等に掲示	平成29年10月10日 ～10月22日 各市区町村へ配付
4	アナウンスによる啓発	市区町村で使用する広報車用啓発テープ及びCD-Rを作成し配布。	平成29年10月10日 ～10月22日
		各駅構内及び百貨店でのアナウンスを実施。	平成29年10月11日 ～10月22日
		県庁舎及び各総合庁舎でのアナウンスを実施。	平成29年10月11日 ～10月22日
5	市に対する委託事業	市への臨時啓発事業を委託	
6	小選挙区区割り改定に係る啓発	街頭サンプリングやアドバイシクルによる啓発を実施	平成29年10月18日、 19日、20日
7	インターネットによる啓発	Yahoo! JAPANバナー広告による啓発を実施	平成29年10月10日 ～10月22日
8	交通広告による啓発	JR、福岡市営地下鉄、西鉄、北九州モノレール、甘木鉄道、筑豊電気鉄道、平成筑豊鉄道、西鉄バス（北九州市及び福岡市都市部）の車内広告による啓発を実施	平成29年10月16日 ～10月22日
9	サンプリングによる啓発	県内主要地域において、啓発チラシの配布を実施	平成29年10月14日、 15日、21日
10	アドバイシクルによる啓発	アドバイシクルによる巡回啓発を実施	平成29年10月14日、 15日、20日
11	コンビニエンスストアでの啓発	県下全域のコンビニ（ローソン及びファミリーマート）のPOSレジを使用した啓発を実施	平成29年10月10日 ～10月21日
12	県広報媒体利用による啓発	県の広報媒体を活用した広報の実施。 （ラジオ、ホームページ）	平成29年10月10日 ～10月22日
13	新聞広告による啓発	選挙期日の当日、主要5紙に広告（3段1／2）を掲載。 （朝日、西日本、毎日、読売、日経）	平成29年10月22日
14	若年層に対する啓発	県内各地区の大学で啓発チラシの配布を実施	平成29年10月18日、 19日、20日

(2) 比例代表 (国内・在外合計) 1 / 3

市区町村名	(e)			(E)			(X)		
	当日有権者見込数(国内)			当日有権者見込数(在外)			当日有権者見込数(合計)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
門司区	38,719	46,900	85,619	17	31	48	38,736	46,931	85,667
小倉北区	70,388	81,212	151,600	23	55	78	70,411	81,267	151,678
小倉南区	82,971	93,045	176,016	26	42	68	82,997	93,087	176,084
若松区	32,521	37,160	69,681	10	20	30	32,531	37,180	69,711
八幡東区	26,711	31,437	58,148	20	28	48	26,731	31,465	58,196
八幡西区	99,066	113,101	212,167	21	39	60	99,087	113,140	212,227
戸畑区	23,445	26,106	49,551	10	20	30	23,455	26,126	49,581
*北九州市 計	373,821	428,961	802,782	127	235	362	373,948	429,196	803,144
東区	117,284	127,382	244,666	44	96	140	117,328	127,478	244,806
博多区	90,288	98,309	188,597	47	58	105	90,335	98,367	188,702
中央区	67,804	88,852	156,656	52	88	140	67,856	88,940	156,796
南区(2区)	85,300	100,722	186,022	37	78	115	85,337	100,800	186,137
南区(5区)	11,622	13,456	25,078	5	6	11	11,627	13,462	25,089
*南区 計	96,922	114,178	211,100	42	84	126	96,964	114,262	211,226
城南区(2区)	42,186	48,992	91,178	28	39	67	42,214	49,031	91,245
城南区(3区)	5,387	5,833	11,220	2	5	7	5,389	5,838	11,227
*城南区 計	47,573	54,825	102,398	30	44	74	47,603	54,869	102,472
早良区	81,545	94,117	175,662	43	69	112	81,588	94,186	175,774
西区	77,563	88,086	165,649	26	49	75	77,589	88,135	165,724
*福岡市 計	578,979	665,749	1,244,728	284	488	772	579,263	666,237	1,245,500
大牟田市	45,431	54,795	100,226	30	38	68	45,461	54,833	100,294
久留米市	116,996	133,646	250,642	122	166	288	117,118	133,812	250,930
直方市	21,926	25,700	47,626	10	17	27	21,936	25,717	47,653
飯塚市	50,317	57,840	108,157	36	44	80	50,353	57,884	108,237
田川市	18,471	22,087	40,558	13	16	29	18,484	22,103	40,587
柳川市	26,466	30,406	56,872	9	29	38	26,475	30,435	56,910
八女市	25,642	29,446	55,088	30	34	64	25,672	29,480	55,152
筑後市	18,995	21,114	40,109	6	12	18	19,001	21,126	40,127
大川市	14,167	15,933	30,100	2	7	9	14,169	15,940	30,109
行橋市	28,586	31,966	60,552	16	19	35	28,602	31,985	60,587
豊前市	10,180	11,804	21,984	6	8	14	10,186	11,812	21,998
中間市	16,707	19,903	36,610	7	11	18	16,714	19,914	36,628
小郡市	22,567	25,692	48,259	17	20	37	22,584	25,712	48,296
筑紫野市	39,747	44,811	84,558	14	24	38	39,761	44,835	84,596
春日市	43,064	47,404	90,468	9	28	37	43,073	47,432	90,505
大野城市	38,190	42,504	80,694	15	18	33	38,205	42,522	80,727
宗像市	37,628	42,597	80,225	24	45	69	37,652	42,642	80,294
太宰府市	27,668	31,131	58,799	16	23	39	27,684	31,154	58,838
古賀市	22,626	25,340	47,966	9	16	25	22,635	25,356	47,991
福津市	23,573	27,603	51,176	15	18	33	23,588	27,621	51,209
うきは市	11,899	13,572	25,471	38	49	87	11,937	13,621	25,558
宮若市	11,161	12,683	23,844	2	13	15	11,163	12,696	23,859
嘉麻市	15,315	18,176	33,491	20	30	50	15,335	18,206	33,541
市部 計	1,715,445	1,966,970	3,682,415	947	1,510	2,457	1,716,392	1,968,480	3,684,872
郡部 計	257,592	284,916	542,508	148	199	347	257,740	285,115	542,855
県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804	1,974,132	2,253,595	4,227,727

(2) 比例代表 (国内・在外合計) 2 / 3

市区町村名	(e)			(E)			当日有権者見込数 (在外) 計	当日有権者見込数 (国内) 計	当日有権者見込数 (合計) (X)=(e)+(E)	
	当日有権者見込数 (国内)		計	当日有権者見込数 (在外)		計				
	男	女		男	女					
朝倉市	21,275	24,445	45,720	38	47	85		21,313	24,492	45,805
みやま市	15,108	17,576	32,684	8	16	24		15,116	17,592	32,708
糸島市	38,940	44,086	83,026	24	39	63		38,964	44,125	83,089
那珂川町	19,074	20,802	39,876	2	13	15		19,076	20,815	39,891
*筑紫郡 計	19,074	20,802	39,876	2	13	15		19,076	20,815	39,891
宇美町	14,585	15,803	30,388	6	5	11		14,591	15,808	30,399
篠栗町	12,193	13,236	25,429	7	8	15		12,200	13,244	25,444
志免町	17,196	19,085	36,281	5	5	10		17,201	19,090	36,291
須惠町	10,737	11,541	22,278	2	6	8		10,739	11,547	22,286
新宮町	11,661	12,626	24,287	4	12	16		11,665	12,638	24,303
久山町	3,269	3,633	6,902	4	7	11		3,273	3,640	6,913
粕屋町	17,766	18,541	36,307	4	10	14		17,770	18,551	36,321
*糟屋郡 計	87,407	94,465	181,872	32	53	85		87,439	94,518	181,957
芦屋町	5,756	6,066	11,822	1	1	2		5,757	6,067	11,824
水巻町	11,314	13,065	24,379	2	7	9		11,316	13,072	24,388
岡垣町	12,328	14,288	26,616	5	10	15		12,333	14,298	26,631
遠賀町	7,627	8,591	16,218	4	5	9		7,631	8,596	16,227
*遠賀郡 計	37,025	42,010	79,035	12	23	35		37,037	42,033	79,070
小竹町	3,187	3,654	6,841	2	1	3		3,189	3,655	6,844
鞍手町	6,559	7,442	14,001	4	5	9		6,563	7,447	14,010
*鞍手郡 計	9,746	11,096	20,842	6	6	12		9,752	11,102	20,854
桂川町	5,340	6,249	11,589	9	12	21		5,349	6,261	11,610
*嘉穂郡 計	5,340	6,249	11,589	9	12	21		5,349	6,261	11,610
筑前町	11,530	12,931	24,461	10	8	18		11,540	12,939	24,479
東峰村	877	1,053	1,930	0	1	1		877	1,054	1,931
*朝倉郡 計	12,407	13,984	26,391	10	9	19		12,417	13,993	26,410
大刀洗町	6,017	6,645	12,662	21	18	39		6,038	6,663	12,701
*三井郡 計	6,017	6,645	12,662	21	18	39		6,038	6,663	12,701
大木町	5,434	6,140	11,574	2	3	5		5,436	6,143	11,579
*三潞郡 計	5,434	6,140	11,574	2	3	5		5,436	6,143	11,579
広川町	7,786	8,427	16,213	1	10	11		7,787	8,437	16,224
*八女郡 計	7,786	8,427	16,213	1	10	11		7,787	8,437	16,224
香春町	4,440	5,227	9,667	2	4	6		4,442	5,231	9,673
添田町	4,121	4,787	8,908	4	3	7		4,125	4,790	8,915
糸田町	3,589	4,164	7,753	3	2	5		3,592	4,166	7,758
川崎町	6,632	7,895	14,527	5	5	10		6,637	7,900	14,537
大任町	2,037	2,417	4,454	2	3	5		2,039	2,420	4,459
赤村	1,303	1,475	2,778	2	2	4		1,305	1,477	2,782
福智町	9,043	10,387	19,430	11	5	16		9,054	10,392	19,446
*田川郡 計	31,165	36,352	67,517	29	24	53		31,194	36,376	67,570
苅田町	14,820	14,759	29,579	1	5	6		14,821	14,764	29,585
みやこ町	8,105	9,292	17,397	13	13	26		8,118	9,305	17,423
*京都郡 計	22,925	24,051	46,976	14	18	32		22,939	24,069	47,008
市部 計	1,715,445	1,966,970	3,682,415	947	1,510	2,457		1,716,392	1,968,480	3,684,872
郡部 計	257,592	284,916	542,508	148	199	347		257,740	285,115	542,855
県 計	1,973,037	2,251,886	4,224,923	1,095	1,709	2,804		1,974,132	2,253,595	4,227,727

